

労働保険事務組合  
事務処理規約

朝倉商工会議所

労働保険事務組合

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規約は朝倉商工会議所の定款7条17項の規定により、朝倉商工会議所労働保険事務組合（以下「本事務組合」という）が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という）第4章に基づき、労働保険事務組合として組合員の委託を受けて労働保険事務を処理する方法及びその処理に関して生ずる本事務組合、本事務組合に労働保険事務を委託した組合員（以下「委託組合員」という）及び委託組合員であって労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）第27条の規定による特別加入の承認を受けている組合員（以下「特別組合員」という）の責任を定めることを目的とする。

### (事務組合の責務)

第2条 本事務組合は、組合員の委託を受けて、法令にもとづき労働保険料等の納付及び労働保険に関する事務を遅滞なく円滑に処理しなければならない。

2. 本事務組合は、委託組合員の信頼にこたえ誠実かつ適切な指導、助言を行うものとする。

### (委託組合員の責務)

第3条 委託組合員は、委託している本事務組合とつねに緊密な連携を保ち、その指示に従い、保険料等の交付及び定められた事務を、的確に処理しなければならない。

2. 委託組合員は誠実を旨とし、労働保険事務組合に対する申告は、真正なものなければならない。

## 第2章 労働保険関係事務処理の委託

### (労働保険関係事務の委託)

第4条 本事務組合が、委託を受けて処理する労働保険事務は次のとおりとする。

- 一. 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及びこれに係る徴収金の申告、納付に関する事務。
  - 二. 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務。
  - 三. 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務。
  - 四. 労災保険の特別加入の申請等に関する事務。
  - 五. その他労働保険についての申請、届出（変更、事業開始届等）、報告等に関する事務。
2. 委託組合員が、本事務組合に労働保険事務の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労働保険事務の一切を委託するものとする。
  3. 本事務組合が労働保険事務の処理を受託する事業所の地域は、原則として朝倉市所在の事業所、団体又は個人とする。

### (事務処理の除外)

第5条 労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務は取扱わない。

(委託事務の手續)

第6条 委託組合員は、本事務組合に労働保険事務の処理を委託しようとするときは、本事務組合に労働保険事務委託書（組様式第1号）を提出しなければならない。

2. 本事務組合は、前項の労働保険事務委託書の提出を受けたときは、直ちに委託の可否を当該委託組合員に通知するものとする。
3. 本事務組合は、労働保険事務の処理を委託したときは、「労働保険事務処理委託事業主名簿（省令様式第18号又は組様式第4号）」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。
4. 労災保険法第28条第1項又は第30条第1項の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、中小事業主等又は海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

(委託の解除及び特別加入からの脱退)

第7条 本事務組合又は委託組合員が、労働保険事務処理の委託を解除しようとするときは、7日前までに労働保険事務委託解除通知書（組様式第11号）によって本事務組合又は委託組合員に通知しなければならない。

2. 特別組合員が、労働保険事務処理の委託を解除しようとするときは、あらかじめ次条に規定する手続を行い、福岡労働基準局長の承認を受けなければならない。
3. 本事務組合は、委託組合員が法令又はこの規約に違反したときは、労働保険事務処理の委託を解除することができる。

(特別加入からの脱退手続)

第 8 条 特別組合員が、労災保険法第 27 条第 1 号及び第 2 号又は第 3 号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者としなないことを希望する場合には、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。

### 第 3 章 事務処理の方法

(賃金総額等の報告)

第 9 条 委託組合員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料算定基礎賃金等の報告(組様式第 4 号又は組機様式第 5 号、第 8 号)により、毎年指定した期日までに本事務組合に報告しなければならない。

一. 事業の概要

二. 使用労働者について前年度中(前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日まで)に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込額

三. その年の 3 月中に使用した 1 日平均の労働者数

特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額

四. その他本組合が必要と認める事項

五. 本事務組合が、主務官庁からメリット事業にかかる労災保険率及び特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿(省令様式第 19 号又は組機様式第 11 号)」に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。

(一括有期事業等の報告－事業開始届)

第 10 条 法第 7 条の規定により有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託組合員は、次の各号に掲げる事項をそれぞれの事業の開始した翌月 5 日までに、本事務組合に報告しなければならない。

- 一. 事業の名称及び事業場の所在地
- 二. 予定される事業の期間
- 三. 建設の事業にあつては、請負金額並びに発注者の氏名又は名称及び住所
- 四. 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量並びに立木の所有者の氏名、又は名称及び住所

(被保険者の異動等に関する報告)

第 11 条 委託組合員は、その使用労働者についての雇用保険の被保険者の資格の得喪、転出入、氏名変更等の異動（以下「被保険者の異動」という）又は委託組合員についての事業主の名称変更、住所変更等の異動（以下「事業主の異動」という）に関する安定所長に対する届書を作成するに必要な事実をその変更があつて 5 日以内に本事務組合に報告しなければならない。

2. 委託組合員は、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」という）の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の取得、転入及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。
2. 本事務組合が第 1 項の通知を受けたときは、事務等処理簿（省令様式第 20 号）に所定の事項を記載するものとする。

3. 本事務組合が、安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿に当該組合員の確認印を徴するものとする。
4. 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項、第13条第4項及び第14条第3項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。

(離職証明書に関する報告)

第12条 委託組合員は、その使用する被保険者が離職した場合は、「離職証明書」を

作成するに足りる事実(離職理由は具体的に明確に)及び当該被保険者が「離職票」の交付希望の有無を本事務組合に報告しなければならない。

2. 本事務組合は、前項の通知を委託組合員から受けたときは、その旨を事務等処理簿に記載するものとする。
3. 本事務組合が、安定所長から離職票の交付を受けたときは、すみやかに当該離職者を使用していた委託組合員を通じて交付することを原則とする。
4. 本事務組合が、離職票を交付したときは、事務等処理簿に所定の事項を記載しその交付を受けた者から受領印を徴するものとする。
5. 本事務組合は、離職票の交付を希望しなかった離職者がその後離職票の交付を希望したため、離職証明書を交付したときは、当該離職者を雇用していた委託組合員にその旨を通知するとともに、事務等処理簿に所定の事項を記載するものとする。

6. 本事務組合は当該離職者又は委託組合員が郵送を希望するときは、書留郵送料相当額を徴することができる。

(労働保険料の納付に関する事項)

第 13 条 本事務組合は、委託組合員から第 9 条の報告を受けたときは、前年度の確定保険料及び当年度概算保険料を算定し、納付すべき労働保険料を保険料納入通知書（組様式第 7 号（甲）組機様式第 7 号、第 14 号（甲）（乙））により委託組合員に通知するものとする。

2. 前項の規定による通知を受けた委託組合員は、当該納付すべき労働保険料を本事務組合の指定する期日までに本事務組合に交付しなければならない。
3. 本事務組合は、前項の規定による労働保険料の交付を受けた場合には、事業別「労働保険料等徴収及び納付簿」に労働保険料額及び受領年月日を記載するものとする。
4. 本事務組合は、第 9 条の規定による報告を受け第 2 項の規定による労働保険料の交付を法定納期前に受けた場合は法定納期限までに、法定納期後に受けた場合は直ちに、所定の保険料申告書を作成し、その全額を国に納付するものとする。
5. 本事務組合は、委託組合員から交付された労働保険料その他の徴収金について第 3 期分までを国に納付したときは、その旨を当該委託組合員に通知するものとする。



(納入通知を受けた場合の事務)

第 14 条 本事務組合は、委託組合員が法施行規則第 38 条第 5 項の規定による納入の通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に納入通知にかかる事項を記載するとともにその納入通知書に指定された納期限の 10 日前までに委託組合員にその納入通知書を送付するものとする。

2. 納入告知書の送付を受けた組合員は、納入通知書に指定された納期限の 5 日前までに、納入通知にかかる金額を納入通知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

(督促を受けた場合の事務)

第 15 条 本事務組合は、委託組合員について法第 26 条第 1 項の督促状を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の 7 日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知するものとする。

2. 前項の通知を受けた組合員は、督促状の指定納期限の 5 日前までに督促状の労働保険料を本事務組合に交付しなければならない。

(領収書の交付)

第 16 条 本事務組合は、第 13 条、第 14 条、第 15 条に規定する場合において委託組合員から労働保険料等の交付を受けたときは、領収書（組様式第 8 号又は組機様式第 16 号）をすみやかに発行し、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するものとする。

(領収書控等の保存)

第 17 条 本事務組合は、委託組合員から労働保険料その他の徴収金の交付を受け、これを国に納付したことを証する「領収書（控）」、「納付書・領収証書」等を 3 年間保存するものとする。

#### 第 4 章 事務組合の責任

(労働保険料等の納付責任)

第 18 条 委託組合員が労働保険料その他の規定による徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に交付したときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対してそれらの納付の責を負うものとする。

2. 法第 21 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定によって、政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第 19 条に規定の事由があるときは、本事務組合は、その金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責を負うものとする。

(追徴金納付責任)

第 19 条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、追徴金の納付の責を負うものとする。

- 一. 委託組合員が前年度中に支払った賃金の総額等第 9 条第 1 項にかかる保険料申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を経過し、政府により法第 19 条第 4 項に基づき確定保険料の認定決定を受けた追徴金を徴収される場合。

(延滞金の納付責任)

第 20 条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、延滞金の納付の責任を負うものとする。

- 一. 委託組合員が、督促状の指定納期限の 5 日前までに、労働保険料を本事務組合に交付したにもかかわらず、本事務組合が指定納期限までにその労働保険料を政府に納付しないため、延滞金を徴収される場合。
- 二. 第 16 条の規定に違反して、本事務組合が指定納期限の 7 日前までにその委託組合員に督促の通知を行わなかったため、督促状の指定納期限までに納付ができず、そのため延滞金を徴収される場合。
- 三. 前二号に掲げるもののほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって生じた延滞金を徴収される場合。

## 第 5 章 手 数 料

(手数料の額)

第 21 条 本事務組合は、業務の円滑な運営のため、委託組合員から別に定める手数料を徴する。

(手数料の納入)

第 22 条 委託組合員は、その年度の概算保険料を本事務組合に交付するとき、あわせて手数料を納付しなければならない。

## 第 6 章 会 計

(労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般会計)

第 23 条 本事務組合は、労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般会計を設けるものとする。

(労働保険事務組合労働保険料特別会計の収入、支出)

第 24 条 労働保険事務組合労働保険料特別会計においては、本事務組合が委託組合員から交付を受けた労働保険料その他の徴収金、法第 19 条第 6 項の規定による政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料その他徴収金及び委託組合員から受け入れた労働保険料その他の徴収金の超過額、返還金を支出とする。

2. 本事務組合は、労働保険料その他の徴収金のために委託組合員から交付を受けた金銭を、その目的以外に使用しないものとする。
3. 本事務組合は、労働保険料その他の徴収金の交付を受けた場合、直ちに納付するときのほかは、所定の金融機関に設けられている労働保険料等専用口座に預託するものとする。

この場合、労働保険料その他の徴収金は、国に納付し又は委託組合員に還付する場合のほかは引き出さないものとする。

4. 本事務組合は、委託組合員の労働保険料その他の徴収金の納付のため本事務組合に交付した金銭が、納付すべき労働保険料その他の徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該委託組合員に返還するものとする。ただし、当該委託組合員の承認によって未納の労働保険料その他の徴収金に充当することができるものとする。

(労働保険事務組合一般会計の収入・支出)

第 25 条 本事務組合は、労働保険事務組合一般会計においては、第 21 条に規定する手数料、報奨金及び助成金等を収入とし、事務費及びその他の費用を支出とする。

(経理年度)

第 26 条 労働保険事務組合労働保険料等特別会計及び一般会計の経理年度は、朝倉商工会議所の事業年度とする。

(専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第 27 条 本事務組合は、労働保険料専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれの別の者に別途定めるものとする。

(監査)

第 28 条 本事務組合は、毎年 1 回又は随時に労働保険事務処理及び労働保険料等の預かり金の処理について別途定める監事等の監査を受けるものとする。

## 第 7 章 報 告

(総会への報告)

第 29 条 本事務組合は、毎年 1 回朝倉商工会議所の総会等の議決機関において労働保険料その他の徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

付 則

(承認)

1. 本事務組合は、この規約について朝倉商工会議所の総会等の議決機関の承認を得るものとする。
2. この規約は昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。



## 労働保険事務組合組合費

労働保険事務組合甘木商工会議所における労働保険事務委託事業所の組合費については、のとおり定める。

組合費は、確定保険料の5%とする。(100円未満切り捨て)

但し、最低額は5,000円とし、上限は設けない。

確定保険料が不確定の場合は、概算保険料の10%とする。

一人親方の組合は、概算保険料の3%(100円未満切り捨て)とする。

確定保険料が不明の場合は、概算保険料を計算の基礎とする。

(付 則)

本手数料改訂の適用は平成13年9月5日からとする。

(但し、改定時在籍の組合員の適用は平成14年4月1日からとする。)

(付 則)

本手数料改訂の適用は平成15年4月4日からとする。

(付 則)

本手数料改定の適用は平成19年4月1日からとする。